

アマチュアアーティスト育成支援事業 第4弾 HP 第15打！和太鼓フェスタ『響刻』



和太鼓フェスタは本年度15周年を迎え、市内外6チームが出演します。記念イベントとして、出演チームによる「スペシャルステージ“響け!! 刻め!! oh!! 太鼓!!”」を開催します。

■とき / 平成29年1月22日（日）
 開演：午後1時 開場：午後0時30分
 ■ところ / ライフピアいちじま大ホール
 閤文化・スポーツ課（春日文化ホール内）
 ☎ 74 - 1050

ミニオンズスタッフ最新作も HP クリスマス＆新春映画会開催

◇クリスマス映画会
 ■とき / 12月23日（金・祝）
 ミニオンズスタッフ最新作！「ペット」
 ◇新春映画会
 ■とき / 平成29年1月15日（日）
 「作品未定」
 ◇共通事項
 ■開演：午後2時 開場：午後1時30分
 ■ところ / 春日文化ホール
 ■定員 / 500人※整理券の発行はありません



映画「ペット」より ©Universal Studios.
 閤文化・スポーツ課（春日文化ホール内）
 ☎ 74 - 1050

宝くじ文化公演 HP 上妻宏光 "StandardSongs" feat. 佐藤竹善 ～三味線とPIANOで奏でる名曲達～



津軽三味線の上妻宏光さんとシンクライトーキングのボーカリスト佐藤竹善さんが、ジャンルを超え“唄”を交えて、名曲を奏でます。

■とき / 平成29年1月28日（土）
 開演：午後3時30分 開場：午後3時
 ■ところ / ライフピアいちじま大ホール
 ■定員 / 470人（全席自由）
 ■チケット / 一般2,000円、高校生以下1,000円（当日券は500円増）※未就学児入場不可
 ※市内外各プレイガイドで販売中
 ※宝くじの助成で特別料金になっています。

閤文化・スポーツ課（春日文化ホール内）
 ☎ 74 - 1050

事業主のみなさまへ HP 平成29・30年度競争入札参加資格審査申請書受付開始

平成29・30年度に市が発注する工事、測量・コンサル、物品購入や役務提供の入札などに参加を希望される方は「競争入札参加資格審査申請書」を提出し、資格審査を受けてください。

今回の申請は、一斉更新です。参加を希望される方は必ず申請してください。

■受付期間 / 平成29年2月15日（水）～28日（火）
 ■資格者名簿の有効期限 / 平成29年4月1日～平成31年3月31日
 ■提出方法 / 申請書を市のホームページからダウンロードして、必要事項を記入のうえ、必要書類を紙製ファイルにとして提出してください。
 ※郵送可（2月28日必着）



◆建設工事の入札参加資格審査申請書を提出される事業主の方へ

建設工事に限り、入札参加資格について、社会保険など（「雇用保険」・「健康保険」・「厚生年金保険」）に加入していることを要件とします。未加入の場合は、社会保険などの加入手続きを早めに済ませてください。

■社会保険などの加入状況の確認
 競争入札参加資格審査申請時に提出する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。

○要件を満たす場合
 すべての社会保険の加入の有無が「有」または「除外」
 ○要件を満たさない場合
 いずれかの社会保険の加入の有無が「無」

※要件を満たさないときは、社会保険などの加入手続き後に、改めて保険料の領収証書などの資料を提出してください。資料の確認をもって要件を満たすこととします。

閤入札検査室（氷上庁舎内） ☎ 82 - 1452

もったいない！ 家庭の食品ロスを減らそう HP

「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。国内では、年間食品廃棄物2,800万tのうち、食品ロスは推計632万t。これは、飢餓に苦しむ人々に対する世界中の食料援助量の約2倍になります。

■家庭での食品ロスを減らそう
 計画的に買い物をして、冷蔵庫を上手に活用しましょう。「買いすぎない」「使いきる」「食べきる」を合言葉に食品ロス削減に努めましょう。

■知っておこう「消費期限」と「賞味期限」
 「消費期限」とは、未開封の場合に食べても安全な期限。「賞味期限」とは、未開封の場合においしく食べられる期限。「賞味期限」を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。賞味期限を超えた食品は、見た目やにおいなどで個別に判断しましょう。

閤環境整備課（丹波市クリーンセンター）
 ☎ 78 - 9999

丹波市のためにともに働きませんか 平成 29 年 4 月採用予定

丹波市職員募集



◆丹波市職員募集（土木職）

〔試験日〕1月22日（日）

〔試験会場〕氷上保健センター

■採用予定人数 / 1人程度

■受験資格 / ①昭和61年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上の学校で、土木に関する専門課程を修了して卒業した人、または平成29年3月末までに卒業見込みの人

②昭和56年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人で、1級もしくは2級土木施工管理技士、または測量士もしくは測量士補の資格があり、土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する人
※詳しくは、職員採用候補者試験実施要項をご覧ください。

■受付期間 / 12月20日（火）～1月10日（火）

■提出書類 / ①職員採用候補者試験受験申込書ま

たは近畿（全国）高等学校統一用紙②受験票ほか
■受付場所 / 職員課（氷上庁舎2階）
持参に限る。代理人可。

■必要書類 / 職員採用候補者試験実施要項および申込用紙は、職員課または各支所にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

◆非常勤一般職員募集

平成29年4月1日から1年間の任用期間で、非常勤一般職員を募集します。

■募集職種 / 保育士、施設管理員、看護師、適応指導教室指導補助員、放課後児童指導員など

■選考試験 / 1月22日（日）

■試験会場 / 氷上住民センター

■受付期間 / 1月4日（水）～16日（月）

※詳しくは、職員課または各支所に備え付けの募集要項をご覧ください。

問職員課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 0722

入賞者を発表

「第16回たんば青春俳句祭」

11月12日（土）、「第16回たんば青春俳句祭」が開催されました。参加者たちは、紅葉の美しい石龕寺でゆったりと俳句を詠み、秋を楽しみました。また、公開選句会では、選者が参加者と話をしながら選句を行いました。

全国から寄せられた6,118句のうち、予備選句を通過した各部門20句の中から、大賞と優秀賞が選ばれました。

【大賞】

■小学生の部

すなはまにおとうとうめた夏休み
芝原汐吏（佐治小2年）

■中学生の部

弟にアイスとられて目で殺す
西山絵梨香（市島中3年）

■高校生の部

コスモスや雲より遅き飛行船
土田麗華（氷上高2年）

■大学・一般の部

子の靴の野原の匂ひ四月来る
渡邊美保（兵庫県）

■俳句ラリーの部

大根も丹波の竜もでっかいぞ
平きみえ（兵庫県）



問たんば青春俳句祭実行委員会事務局（市民活動課内） ☎ 82 - 0409

親子一緒に スマホルールを見直そう



「スマホばかりさわっていないで、勉強しなさい」と言いたいことはないですか。しかし、スマホに夢中になる大人の姿を子どももよく見えています。

子どものスマホ・ネット利用のルールを決めるときには、親のルールも決めましょう。親子一緒に家庭での利用ルールを話し合しましょう。

■例えばこんなルール

□午後7時から9時までは、家族全員スマホを使わない

□夜は家族全員リビングで充電する

□どんなアプリを使用しているか見せ合う

□家族でスマホ利用にはどんな危険があるのか話し合う

問学校教育課（山南庁舎内） ☎ 70 - 0811

マイナンバー記載の通知カード 受け取りを忘れずに

平成27年10月5日以降、住民登録がある人を対象に送付した通知カードが一部返戻されています。今年度末までに受け取りがないカードを廃棄します。通知カードが届いていない方は、市民環境課・各支所で受け取ってください。

通知カード廃棄後に受け取りの申出があった場合は、再発行の申請が必要です。この場合、1人につき500円の手数料が必要です。

■廃棄日 / 平成29年3月31日

■受け取り場所 / 市民環境課・各支所

■廃棄対象カード / 平成27年10月2日に丹波市に住民登録があった人に送付した通知カードで返戻されたもの。※平成27年10月2日以降に出生、国外転入などで新たにマイナンバーが付番され、通知カードが返戻されたものは今回廃棄の対象外ですが、順次廃棄します。

問市民環境課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 2002

償却資産（固定資産税） 申告を忘れずに

償却資産とは、土地・家屋以外の有形の事業用資産（自動車税・軽自動車税の対象となる車両を除く）で、所得税法、法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

償却資産の所有者は、平成29年1月1日現在の所有状況を1月31日（火）までに税務課へ申告してください。なお、申告内容の調査のため、実地調査などを行うことがあります。

会社・個人を問わず、事業用として太陽光パネルを設置した場合は、償却資産に該当します。ただし、10キロワット未満で住宅用に設置された場合は除きます。



問税務課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 2003

個人住民税の 特別徴収を徹底します

平成30年度から、従業員の個人住民税の特別徴収を徹底します。特別徴収とは、給与支払い者である事業主が従業員の給与から個人住民税を天引きし、代わって市に毎月納入することです。

地方税法および各市町村の条例などにより、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主の方に特別徴収の実施が義務づけられています。

特別徴収が不要な場合は法令で定められており、事業主の判断で、特別徴収を行う・行わないを決めることはできません。

平成30年度から、県と県内の全市町が一斉に、特別徴収の徹底に向けて取り組みます。



問税務課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 2070